

ウイルス関連

*掲載した情報は令和3年3月19日現在のものです。
最新情報は、市ホームページなどをご確認ください。
広報ID番号 1024884

収入が減少した 飲食業のかたへ 支援金を 支給します

新規事業

新型コロナウイルスにより、
利用者が減少している飲食業者
に対して支援金を支給します。

次の要件をすべて満たす中小
企業および個人事業主が対象
で、支給額は1事業者あたり10万円です(市内に
複数店舗がある場合は上限20万円)。



対象要件

- ①令和3年1月1日において、秋田市に本店がある法人、または秋田市に住民票がある個人事業主
- ②主たる業種が飲食業で、令和2年1月1日において、秋田市保健所から飲食店または喫茶店の営業許可を受けており、今後も秋田市において事業を継続する意思があるかた
- ③令和3年1～4月のいずれかの売り上げが前年同月比で50%以上減少しているかた(決算期により、前年と比較することができない場合などは前々年比)

申請期間

市ホームページ(広報ID番号 1028474)から申請書をダウンロードして、4月7日(水)から7月末までに申請してください

問い合わせ▶新型コロナウイルス対策室☎(888)5457

発熱などの症状があり
受診を希望する場合は
まずはかかりつけ医に
必ず電話でご相談ください



かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、下記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。

紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

- ☎018(866)7050 <24時間対応>
- ☎0570-011-567 <8:00~17:00>
- ☎018(895)9176 <8:00~17:00>

新型コロナウイルスのため
就労できなかったかたへ
傷病手当金を支給します

延期
期間

国民健康保険に加入している被用者(会社などに勤めているかた)のうち、以下の要件に該当するかたへ、傷病手当金を支給します。

適用期間は令和2年1月1日から令和3年6月30日。申請には医療機関や事業主からの証明が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください(広報ID番号 1025594)。

対象(個人事業主は対象外)

- ①市の国民健康保険加入者で、給与などの支払いを受けているかた
- ②新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状で感染が疑われることにより、療養のために就労できなくなったかた
- ③就労できなかった期間、給与などの全部または一部が支給されないかた

支給対象期間

就労できなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労できない期間のうち、就労を予定していた日

支給額(計算式)

(直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×就労予定日数

*給与などの全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額の減額や支給されない場合があります。

問い合わせ▶国保年金課給付担当☎(888)5630

新型コロナ

ワクチン接種

- ◆新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券を、令和3年度中に65歳以上に達するかた(昭和32年4月1日以前に生まれたかた)へ、4月から順次お送りします
- ◆ワクチンの接種開始は、国からのワクチン供給量に合わせ、4月中旬以降となります

令和3年度中に65歳以上に達するかた以外の接種は、詳細が決まり次第、市ホームページ(広報ID番号 1028214)でお知らせするほか、広報あきたにも掲載する予定です。

秋田市新型コロナウイルス
ワクチン接種コールセンター

☎018(803)6800

平日の9:00~18:00

問
い
合
わせ

◆聴覚に障がいのあるかたや電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けます

健康管理課 FAX018(883)1158

ワクチン接種までのながれ

- ①クーポン券が郵送されます
- ②クーポン券と同封されているお知らせで接種会場をご確認ください
- ③接種希望日時と接種会場をご予約ください。予約方法は、上記コールセンターへ電話、インターネット、スマートフォンアプリ「LINE」からの3通り。詳しくは、市ホームページでご確認ください(広報ID番号 1028214)
- ④予約当日、会場でワクチン接種を受ける

◆ワクチン接種にあたっての注意点

・接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱(※)がある場合や体調が悪い場合などは、コールセンターにご相談ください

※37.5℃以上をさします。37.5℃を下回る場合でも、平常の体温と比べて高い場合はご相談ください。

・円滑なワクチン接種のため、肩を出しやすい服装でお越しください

・ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回受ける必要があります

スマホで
チェック!

秋田市くらしの手続きガイド 住民異動届など 必要書類、窓口の場所を 来庁前に確認できます!

インターネットサービス「秋田市くらしの手続きガイド」は、市役所に来庁されるかたの状況に応じた手順内容や必要書類、窓口の場所などをスマートフォンやパソコンを使って知ることができる便利な機能です。ぜひ、市ホームページからアクセスしてみてください(広報ID番号 1023589)。



この市ホームページのアイコンをクリック!

◆◆◆◆◆ご利用のながれ◆◆◆◆◆

- ①市ホームページにアクセス
- ②次のライフイベント「転入」「転居」「転出」「結婚」「出生」「離婚」「死亡」「氏名変更」から、必要な手続きを選択します
- ③画面に従い、チェック項目を入力します
- ④必要な手続きや書類、窓口の場所などが表示されます
- ⑤さらに、必要な書類に「住民異動届」を含む場合、入力した情報が記載された申請書(PDF)が作成、印刷できます

問い合わせ▶情報統計課☎(888)5468